（１）建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し

【建築基準法第6条第1項】
建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し

国土交通省

現状・改正主旨

○　建築基準法では、原則全ての建築物を対象に、工事着手前の建築確認や、工事完了後の完了検査など必要な手続きを設けているが、都市計画区域等の区域外においては、一定規模以下の建築物は、建築確認・検査の対象となっていない。（第6条第1項）。

○　都市計画区域等の区域内においては、一定規模以下の建築物は、建築士が設計・工事監理を行った場合には建築確認・検査において構造規定などの一部の審査が省略される特例制度（「審査省略制度」）が設けられている。（第6条の4）

○　省エネ基準への適合や、省エネ化に伴い重量化する建築物に対応する構造安全性の基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に担保し、消費者が安心して整備・取得できる環境を整備する必要がある。

改正概要

○　木造建築物に係る建築確認の対象は、2階建て以上又は延べ面積200㎡超の建築物に見直され、建築確認検査の審査省略については平家かつ延べ面積200㎡以下の建築物が対象となる。

○　結果的に建築確認及び審査の対象は非木造と統一化され、省エネ基準の審査対象も同一の規模となる。

＜木造建築物に係る審査・検査の対象＞

現行

	建築確認	構造等の安全性審査
都市計画区域≪内≫	全ての建築物	階数3以上又は延べ面積500㎡超
都市計画区域≪外≫	階数3以上又は延べ面積500㎡超	

改正　※非木造と統一化

建築確認	構造等の安全性・省エネ審査
全ての建築物	階数2以上又は延べ面積200㎡超
階数2以上又は延べ面積200㎡超	

【施行日：公布の日から３年以内】

建築確認審査の対象となる建築物の規模（建築基準法第6条第1項）

国土交通省

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内

改正前

階数2以下で延べ面積500㎡以下の木造建築物は、建築士が設計・工事監理を行った場合には審査省略の対象

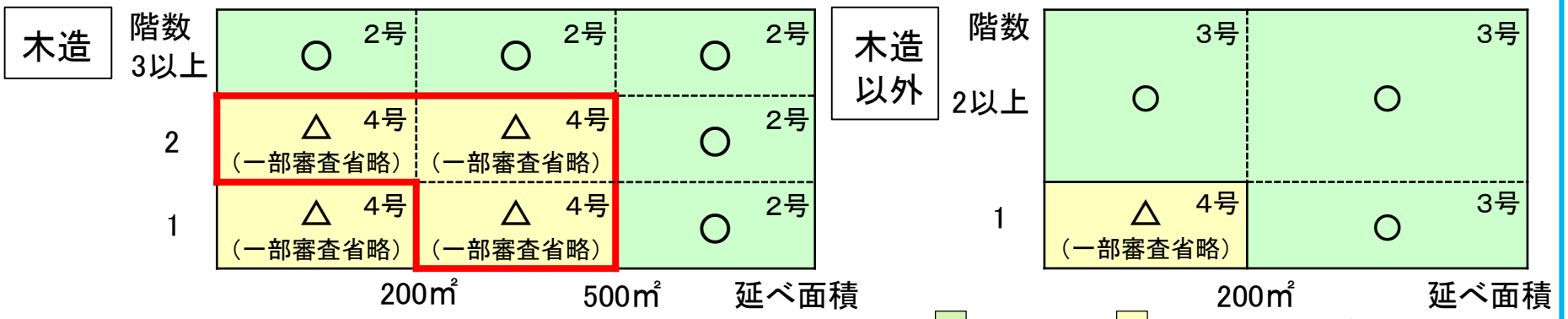

改正後

平家かつ延べ面積200㎡以下の建築物以外の建築物は、構造によらず、構造規定等の審査が必要に（省エネ基準の審査対象も同一の規模）

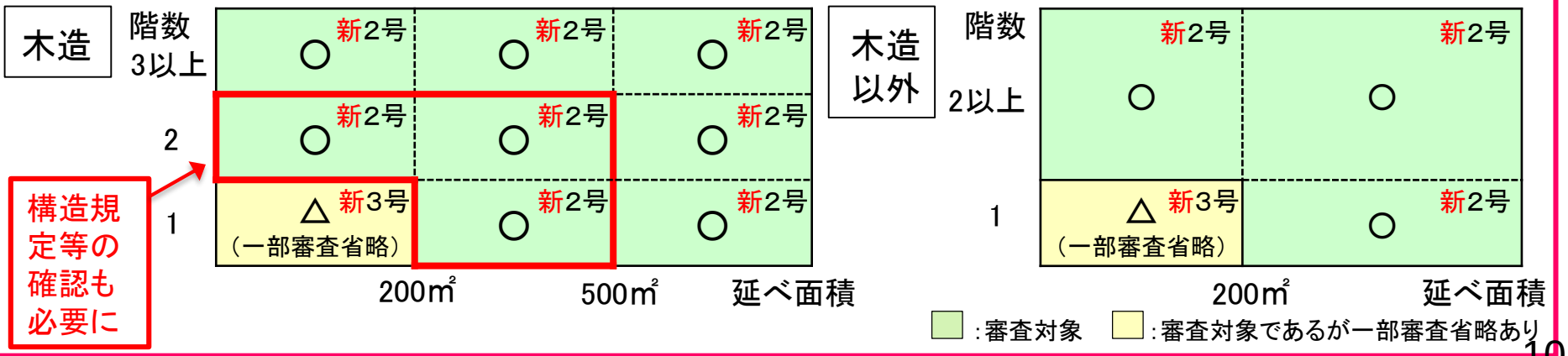

建築確認の対象となる建築物の規模（建築基準法第6条第1項）

国土交通省

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等外

改正前

階数2以下かつ延べ面積500㎡以下の木造建築物は基本的に建築確認の対象外

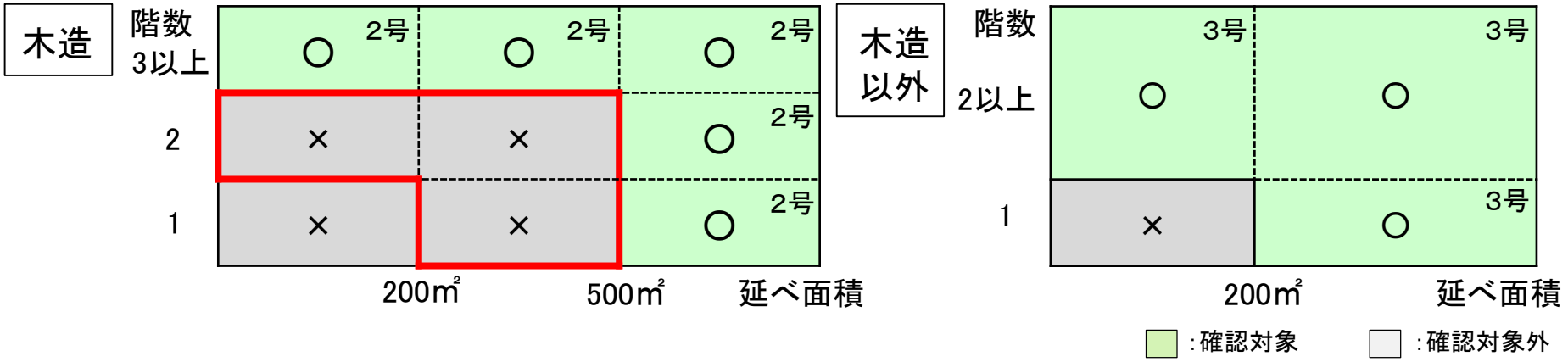

改正後

構造によらず、階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物は建築確認の対象に

